

16

お金がなくてどうしようもない

Q

働けなくなってお金がなくなったらどうしたらいいのでしょうか。セーフティネットとしての生活保護制度が、必要な時に使えない、使えたとしても人として尊重されないのではと心配です。

[50代]



A

遠慮せず、市区町村の福祉課等へ相談してみてください。生活保護や生活支援制度の案内を受けます。他に、社会福祉協議会や民生委員、国が運営する「法テラス」(場合によっては弁護士等へ無料相談可)等にも相談できます。



生活保護に頼ってもいい

生活保護制度は社会保険制度(年金制度や医療保険制度等)と表裏一体の社会保障制度です。高齢になったら年金を受け取る、病気になったら数割の負担で医療を受けること(防^{ぼう}貧^{ひん})と同じように、困窮したら保護を受けて生活を維持・回復すること(救^{きゅう}貧^{ひん})は何ら特別なことではありません。大切なのは助けを求めることです。そのとき不当な扱いを受けないよう、生活保護の申請や受給の相談先は上記のとおり様々に用意されています。

生活保護以外にも頼れる制度がある

生活保護より、他の制度による給付が優先されます。生活に困ったら、以下の制度の利用も検討しましょう(相談時に紹介されることがあります)。

生活困窮者自立支援制度 →市区町村設置の自立相談支援機関	生活福祉資金貸付制度 →各地域の社会福祉協議会
自立に向けた相談支援、就労に向けた支援、住まいの維持・確保のための支援、家計の立て直しのための支援等(給付や貸付斡旋を含む)。	低所得者、高齢者、障がい者に対し、自立に向けて必要な相談や支援とともに、生活費や一時的な資金の貸し付けを無利子・低利子で行う。

他に、一部の生協では組合員への生活相談・貸付事業を実施しています。地域によってはこちらも活用いただける場合があります。

組合員の声

生活保護を利用していても介護施設等に入れます。外食や旅行等には制限が付きますが、施設内のサービスは変わりなく受けられます。

[40代]

